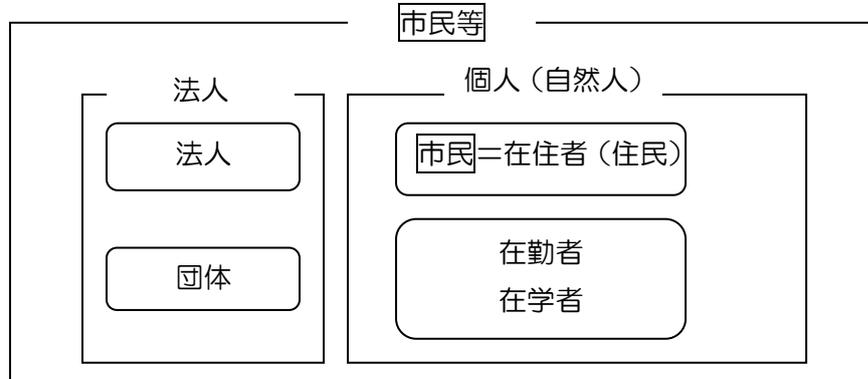


まちづくり条例における概念の整理について

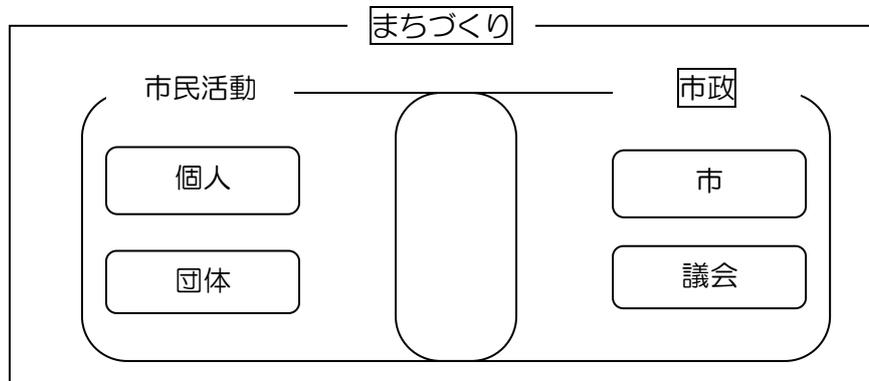
1. 市民、住民、市民等



論点

- 本条例で権利と役割が明らかになる対象としての「市民等」(前文)
- 情報共有の相手方としての「市民等」(第 5 条関係)
- 説明責任の相手方としての「市民等」(第 7 条関係)
- 知る権利の主体としての「市民等」(第 8 条関係)
- 「まちづくり」に参加する権利を有する主体としての「市民等」(第 8 条・第 9 条・第 10 条関係)
- 男女共同参画社会の実現を目指す主体としての「市民等」(第 11 条関係)
- 子どもがまちづくりに参加する環境づくりに努める主体としての「市民等」(第 12 条関係)
- 地域コミュニティの活動に参加し、守り育てる主体としての「市民等」(第 14 条関係)
- 地域まちづくり協議会を設置する主体としての「市民」(第 16 条関係)
- 地域まちづくり協議会の担い手としての「市民等」(第 16 条関係)
- 住民投票で意思を確認する相手方としての「市民」(第 17 条関係)
- 市長に負託している主体としての「市民」(第 25 条関係)
- 災害等の対応にあたり連携を図る相手方としての「市民等」(第 27 条関係)
- 職員がともにまちづくりを行う相手方としての「市民等」(第 27 条関係)
- 総合計画の進行管理の状況を公表する相手方としての「市民等」(第 31 条関係)
- 監査結果を公表する相手方としての「市民等」(第 33 条関係)
- 行政評価結果を公表する相手方としての「市民等」(第 34 条関係)
- 外部評価を行う主体としての「市民等」(第 34 条関係)

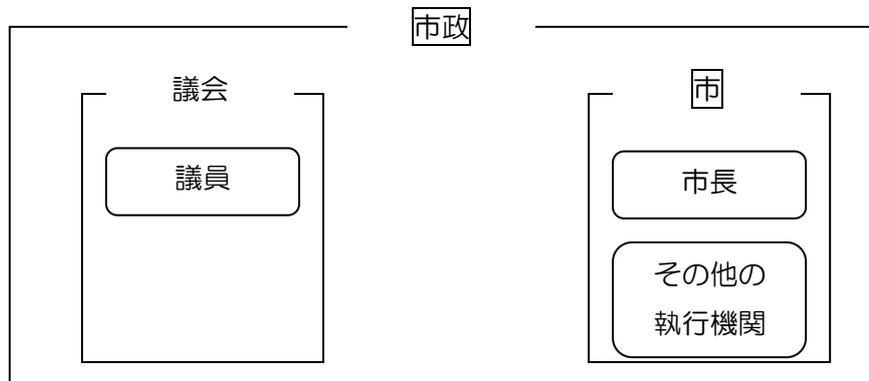
2. 市政、まちづくり



論点

- 本条例で定める「まちづくり」に関する基本的な事項（前文関係）
- 市民が参加する「まちづくり」（第3条、第8条、第9条、第10条関係）
- 市及び議会が保有する「市政」に関する情報（第8条関係）
- 市民の意見等を「市政」に反映するよう努める（第10条関係）
- 子どもが「まちづくり」に参加する環境づくり（第12条関係）
- 地域まちづくり協議会で進める「まちづくり」（第16条関係）
- 協働による「まちづくり」（第18条関係）
- 職員が市民とともに「まちづくり」を行う（第28条関係）
- 「まちづくり」を行うために総合計画を策定（第31条関係）

3. 市、市長、執行機関

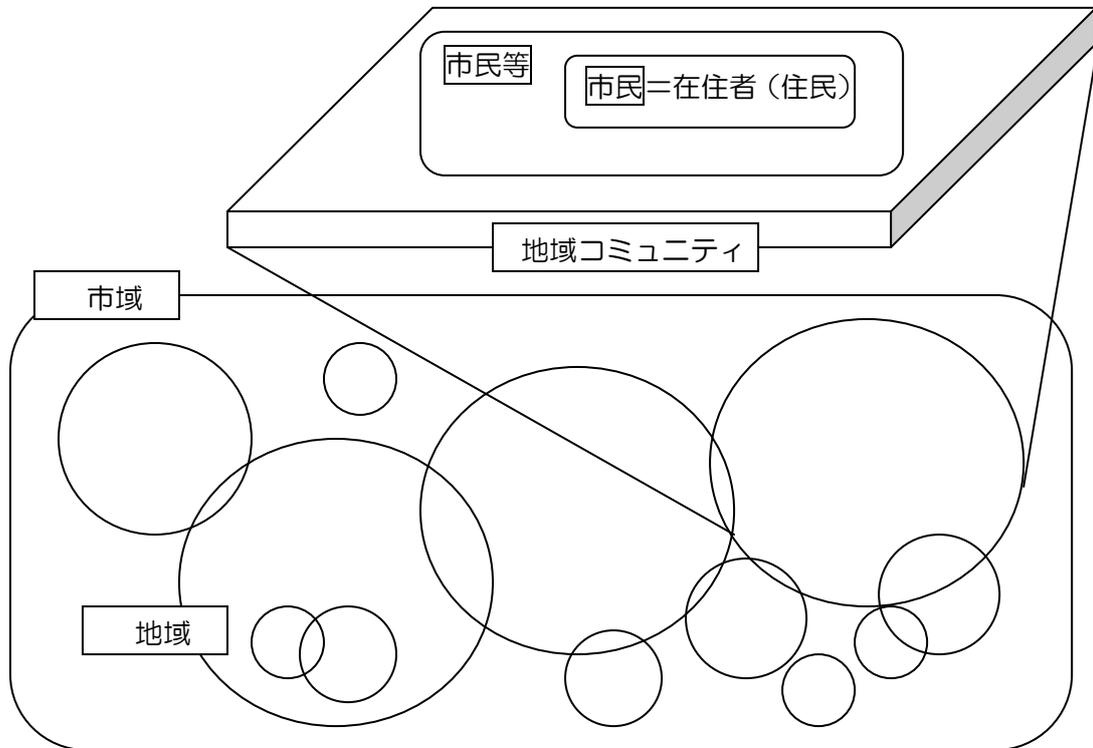


論点

- 「市」の定義…「市長及びその他の執行機関」（第3条関係）
- 市民と情報を共有するのは「市」及び議会（第5条関係）
- 個人情報保有するのは「市」及び議会（第6条関係）
- 説明責任・応答責任を有するのは「市」及び議会（第7条関係）
- 「市」及び議会が保障する「市政」への参加（第10条関係）
- 「市」が市民の意見等を「行政運営」に反映するよう努める（第10条関係）
- 市民、「市」及び議会が男女共同参画社会の実現を目指す（第11条関係）
- 子どもがまちづくりに参加する環境づくりに市民、「市」及び議会が努める（第12条関係）
- 「市」が人材育成の機会の提供、多様な市民が参加できる環境整備に努める（第15条関係）
- 「市」が地域まちづくり協議会の支援を行う（第16条関係）
- 「市」が住民投票を実施し、「市」及び議会がその結果を尊重する（第17条関係）
- 市民、「市」及び議会が協働によるまちづくりに取り組む（第18条関係）
- 「市」が協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行う（第18条関係）
- 「市長」が「行政運営」を行う（第25条関係）
- 「市」が組織を整備し、効率的な行政運営を行う（第26条関係）
- 「市長以外の執行機関」は、「市長」及びその他の執行機関と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携し、自らの権限と責任に属する事務事業を執行する（第26条関係）
- 「市」が危機管理体制を整備する（第27条関係）
- 「市」が職員の育成に努める（第28条関係）
- 内部通報の相手方としての「市長」（第29条関係）

- 職員が不利益を受けることがないように「市長」が適切な措置を講じる（第 29 条関係）
- 「市」が総合計画を策定する（第 31 条関係）
- 「市長」が基本構想について議会の議決を経る（第 31 条関係）
- 「市」が他の重要な計画と総合計画の整合性を図る（第 31 条関係）
- 「市長」が財政運営を行う（第 32 条関係）
- 「市長」が財政状況を公表する（第 32 条関係）
- 「市」が行政評価を行う（第 34 条関係）
- 「市長」が外部評価の仕組みを整備する（第 34 条関係）
- 「市」が政策法務を行う（第 35 条関係）
- 「市」が行政手続を確保する（第 36 条関係）
- 「市」が国等と連携する（第 37 条関係）
- 「市長」が条例の見直し、改正を行う（附則関係）

4. 地域コミュニティ



論点

- 「地域コミュニティ」を主体としてとらえるか、「場」としてとらえるか（第14条関係）
- 市民自治によるまちづくりの主体としての「地域コミュニティ」（第14条関係）
- 市民が守り育てる「地域コミュニティ」（第14条関係）
- 「地域コミュニティ」がそれぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりを推進する（第14条関係）
- 市が「市民」や「地域コミュニティ」に対して人材育成の機会を提供する（第15条関係）
- 市が「地域コミュニティ」の活動を支援する（第15条関係）
- 「地域に居住する個人」と「地域コミュニティ」が地域まちづくり協議会を構成する（第16条関係）
- 協働の相手方としての「地域コミュニティ」（第18条関係）